

事務総局会議（第17回）議事録

日時	令和2年7月7日（火）午前10時00分～午前11時42分
場所	総局会議室
出席者	中村事務総長、村田総務局長、堀田人事局長、氏本経理局長、門田民事局長兼行政局長、安東刑事局長、手嶋家庭局長、大須賀秘書課長兼広報課長、杜下情報政策課長兼審議官、長崎審議官
議事	<p>1 鑑定委員協議会の開催中止について 門田民事局長説明</p> <p>2 刑事鑑定研究会の開催中止について 安東刑事局長説明</p> <p>3 心神喪失者等医療観察法関係研究協議会の開催中止について 安東刑事局長説明</p> <p>4 保護観察に関する連絡協議会の開催中止について 安東刑事局長説明</p>
結果	◎ 了承 1, 2, 3, 4

秘書課長 大須賀 寛之

事務総局会議（第18回）議事録	
日時	令和2年7月21日（火）午前10時00分～午前10時25分
場所	総局会議室
出席者	中村事務総長、村田総務局長、堀田人事局長、氏本経理局長、門田民事局長兼行政局長、安東刑事局長、手嶋家庭局長、杜下情報政策課長兼審議官、長崎審議官
議事	<p>1 日本司法支援センター監事の任命について 村田総務局長説明（資料第1）</p> <p>2 知的財産権訴訟研究会の開催について 門田行政局長説明（資料第2）</p>
結果	<p>◎ 裁判官会議付議 1</p> <p>◎ 了承 2</p>
事務総長 中村 慶	

【事務総局会議配布資料】

事務総局会議資料 第1
(7月 21日開催)

(令和2. 7. 21 総務局)

日本司法支援センター監事の任命について

(配布資料目録)

- 1 法務大臣からの日本司法支援センター監事の任命に係る求意見書（令和2年7月6日付け法務省司司第332号）
- 2 候補者の略履歴



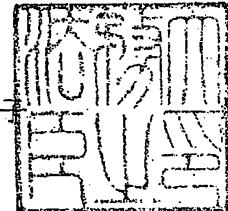
【事務総局会議配布資料】

法務省司司第332号

令和2年7月6日

最高裁判所長官 大谷直人 殿

法務大臣 三好雅



日本司法支援センター監事の任命について

日本司法支援センター監事津熊寅雄につきましては、令和2年8月31日付けで辞任予定であり、その後任者として下記の者を任命したいので、総合法律支援法第24条第3項の規定に基づき最高裁判所の意見を求める。

記

松並孝二



略履歴

氏名 松並孝二

生年月日 昭和33年5月25日(62歳)

<u>主な経歴</u>	昭和61年	司法修習生(40期)
	昭和63年	東京地検検事
	平成元年	旭川地検検事
	平成3年	前橋地検検事
	平成5年	東京地検検事
	平成7年	山形地検酒田支部長兼鶴岡支部長
	平成9年	法務省刑事局付
	平成12年	津地検三席検事
	平成14年	法務総合研究所教官
	平成18年	内閣参事官(内閣官房副長官補室)
	平成21年	東京地検総務部副部長
	平成22年	東京地検立川支部副部長
	平成23年	東京高検検事最高検事務取扱
	平成25年	法務省大臣官房付
	平成26年	東京高検総務部長
	平成27年	法務総合研究所国際協力部長
	平成28年	旭川地検検事正
	平成30年1月	津地検検事正
	同年4月	退官
		公証人(池袋公証役場)

(令和2. 7. 21行一印)

知的財産権訴訟研究会の開催について

- 1 主 催 知的財産高等裁判所
2 期 日 令和2年11月30日（月）の午後（半日）
3 場 所 知的財産高等裁判所
4 研究事項 知的財産権訴訟について考慮すべき実務上の諸問題
5 出 席 者 知的財産高等裁判所の各部の部総括裁判官及び陪席裁判官1人並
びに大阪高等裁判所、東京地方裁判所及び大阪地方裁判所の知的
財産権関係事件を担当する各部の部総括裁判官及び陪席裁判官1
人（知的財産高等裁判所は8人、大阪高等裁判所は2人、東京地
方裁判所は8人、大阪地方裁判所は4人） 合計 22人

事務総局会議（第19回）議事録

日時	令和2年7月28日（火）午前10時00分～午前10時56分
場所	総局会議室
出席者	中村事務総長、村田総務局長、福島人事局総務課長、氏本経理局長、門田民事局長兼行政局長、安東刑事局長、手嶋家庭局長、大須賀秘書課長兼広報課長、杜下情報政策課長兼審議官、長崎審議官、栃木司法研修所長、古財裁判所職員総合研修所長
議事	<p>1 裁判官研修と司法修習の実施方針について 栃木司法研修所長説明（資料第1）</p> <p>2 令和2年度における裁判所職員（裁判官以外）の研修の実施に関する重要な事項の変更について 古財裁判所職員総合研修所長説明（資料第2）</p> <p>3 高等裁判所事務局長事務打合せの開催について 村田総務局長説明（資料第3）</p> <p>4 國際知財司法シンポジウム2020の開催方式等の変更について 門田行政局長説明（資料第4）</p>
結果	<p>◎ 裁判官会議付議 1, 2</p> <p>◎ 了承 3, 4</p>

秘書課長 大須賀 寛

【資料1】

裁判官研修の実施方針について

1 緊急事態宣言による研究会の延期又は中止

- ・宣言後8月までの研究会及び短期の派遣型研修は、全て延期又は中止

2 9月以降の実施方針

(1) 基本的な考え方

- ・実施の必要性を踏まえた優先順位に従って実施

(2) 実施方法

- ・日程の短縮、テレビ会議の活用など、柔軟な実施方法

(3) 個々の研究会の実施予定

- ・一覧表のとおり（青色マーカーの研究会を実施予定）

(4) 新任簡裁判事研修について

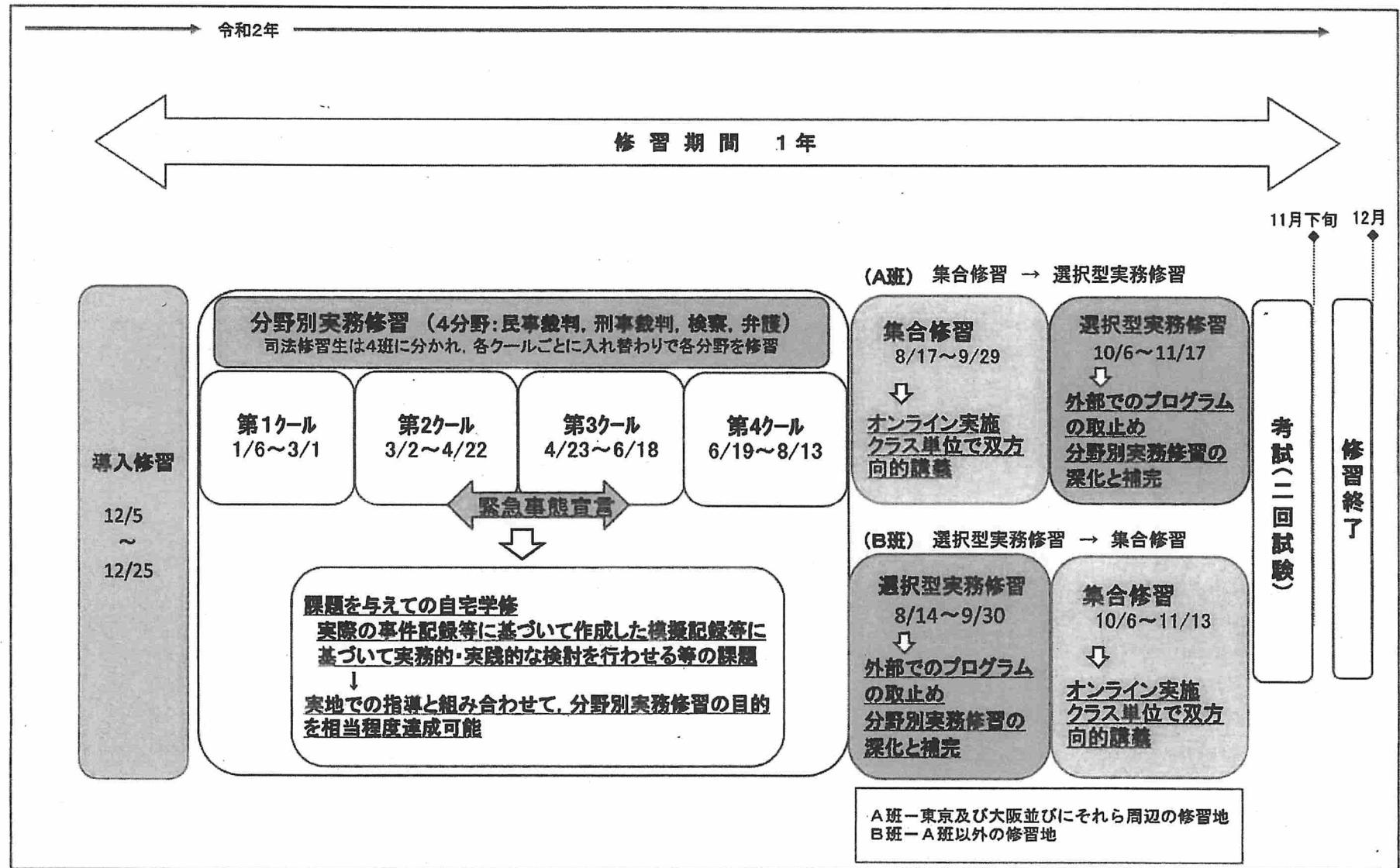
- ・任命が遅れることに伴い、研修全体を組み直し

令和2年度研究会一覧表

(令和2. 7)

番号	応募型	研究会名	当初の実施時期	当初日数	実施時期	日数	予定人員
1		弁護士任官者研究会	4月7日	1	4月7日	1	3
2		刑事専門研究会 1 (裁判員)	4月13日 ~ 4月14日	2	中止		
3	◆	簡易裁判所判事民事実務研究会	5月11日 ~ 5月12日	2	中止		
4	◆	簡易裁判所判事刑事実務研究会	5月12日 ~ 5月13日	2	中止		
5		支部長研究会	5月18日 ~ 5月19日	2	10月12日 ~ 10月13日	2	48
6	◆	民事専門研究会 (D V)	5月29日	1	中止		
7		判事補基礎研究会	6月1日 ~ 6月3日	3	10月22日 ~ 10月23日	2	67
8	◆	民事通常基本研究会 1	6月10日 ~ 6月12日	3	中止		
9		簡易裁判所判事基礎研究会	6月15日 ~ 6月18日	4	中止		
10		新任部総括裁判官研究会	6月22日 ~ 6月25日	4	10月26日 ~ 10月28日	3	46
11	◆	基盤研究会 1 (知的基盤 1) 行動経済学	6月29日 ~ 6月30日	2	延期又は中止		40
12	◆	刑事実務研究会 1	7月6日 ~ 7月7日	2	中止		
13	◆	基盤研究会 2 (裁判基盤 1) ワーク숍	7月13日 ~ 7月15日	3	11月16日 ~ 11月17日	2	30
14		実務協議会 (夏季)	7月16日 ~ 7月17日	2	7月17日	1	8
15		新任簡易裁判所判事導入研修	8月24日 ~ 8月28日	5	9月2日 ~ 9月8日	5	未定
16	◆	金融・経済実務研究会	9月7日 ~ 9月8日	2	中止		
17	◆	少年基本研究会	9月9日 ~ 9月11日	3	9月11日	1	47
18	◆	基盤研究会 3 (裁判基盤 2) グローバリゼーション	9月14日 ~ 9月15日	2	9月14日 ~ 9月15日	2	30
19	◆	基盤研究会 4 (裁判基盤 3) O J T	9月16日 ~ 9月17日	2	延期		未定
20	◆	部総括裁判官実務研究会	9月17日 ~ 9月18日	2	中止		
21	◆	医療実務研究会	9月24日 ~ 9月25日	2	9月24日	1	26
22	◆	行政基礎研究会	9月28日 ~ 9月30日	3	9月29日 ~ 9月30日	2	38
23	◆	行政実務研究会	9月30日 ~ 10月2日	3	9月30日	1	17
24		弁護士任官者研究会 2	—	—	10月1日	1	未定
25	◆	家事専門研究会 1 (後見)	10月8日 ~ 10月9日	2	10月8日	1	50
26	◆	中堅判事研究会	10月12日 ~ 10月14日	3	中止		
27	◆	民事通常基本研究会 2	10月19日 ~ 10月20日	2	10月19日 ~ 10月20日	2	54
28	◆	簡易裁判所判事専門研究会	10月21日 ~ 10月23日	3	中止		
29	◆	民事通常専門研究会 1 (合議充実)	10月26日 ~ 10月27日	2	延期又は中止		36
30	◆	刑事実務研究会 2	10月28日 ~ 10月30日	3	10月29日 ~ 10月30日	2	48
31	◆	家事基本研究会	11月4日 ~ 11月5日	2	11月5日	1	50
32	◆	家事専門研究会 2 (面会交流)	11月5日 ~ 11月6日	2	11月5日	1	
33	◆	建築基礎研究会	11月10日 ~ 11月12日	3	11月12日 ~ 11月13日	2	
34	◆	建築実務研究会	11月11日 ~ 11月13日	3	11月12日 ~ 11月13日	2	30
35	◆	刑事基礎研究会 (事実認定)	11月16日 ~ 11月17日	2	11月19日 ~ 11月20日	2	30
36	◆	刑事基礎研究会 1 (事実認定)	11月16日 ~ 11月17日	2	11月19日 ~ 11月20日	2	
37	◆	刑事基礎研究会 2 (訴訟運営)	11月18日 ~ 11月20日	3	11月19日 ~ 11月20日	2	40
38	◆	労働基礎研究会	12月1日 ~ 12月3日	3	12月1日 ~ 12月2日	2	30
39	◆	労働実務研究会	12月3日 ~ 12月4日	2	12月2日	1	20
40	◆	基盤研究会 5 (知的基盤 2) 科学哲学	12月7日 ~ 12月8日	2	中止		
41	◆	I T 基礎研究会	12月9日 ~ 12月11日	3	12月9日 ~ 12月10日	2	30
42	◆	I T 実務研究会	12月10日 ~ 12月11日	2	12月9日 ~ 12月10日	2	
43	◆	刑事専門研究会 2 (被害者)	12月14日 ~ 12月15日	2	12月14日	1	40
44	◆	民事通常専門研究会 2 (争点整理)	12月17日 ~ 12月18日	2	12月3日 ~ 12月16日	2	30
45		新任簡易裁判所判事研修	1月18日 ~ 2月19日	24	2月15日 ~ 2月26日	9	未定
46		新任判事補研修	1月19日 ~ 1月25日	5			未定
47		判事任官者研究会	2月1日 ~ 2月3日	3			未定
48		実務協議会 (冬季)	2月4日 ~ 2月5日	2			未定
49	◆	民事通常専門研究会 3 (複雑困難訴訟)	2月8日 ~ 2月9日	2			30
50	◆	刑事専門研究会 3 (医療観察)	2月15日 ~ 2月16日	2			30
51	◆	医療基礎研究会	2月17日 ~ 2月19日	3			55
52	◆	知的財産権基礎研究会	2月24日 ~ 2月26日	3			16
53		法律実務教育研究会	2月24日 ~ 2月26日	3			未定
54	◆	民事通常専門研究会 4 (債権法改正)	3月1日 ~ 3月2日	2			60
55	◆	基盤研究会 6 (裁判基盤 4) 自由と安全	3月3日 ~ 3月5日	3			30
56	◆	外国司法専門研究会					50

第73期司法修習日程



【配布資料】

令和2年度における裁判所職員(裁判官以外)の研修の実施に関する重要な事項の変更について

1 中央研修

研修の対象者	(研修名)	変更の内容
(1) 管理者層を対象者とするもの		
ア 管理業務系		
首席書記官	首席書記官研究会	中止
首席家裁調査官	首席家庭裁判所調査官研究会	2本中1本を中止
事務局長	事務局長研究会	(R3. 2に計画)
次席書記官、次席家裁調査官、事務局次長等	管理者研究会	2本中1本を中止
次席家裁調査官等	次席家庭裁判所調査官等研究会	中止又は延期
イ 研修事務系		
高裁次長、高裁首席書記官、首席家裁調査官	研修計画協議会	(R3. 1に計画)
(2) 中間管理者層を主な対象者とするもの		
ア 管理業務系		
主任書記官、主任家裁調査官、課長補佐等	中間管理者研修Ⅰ	3本中1本を中止
主任書記官、主任家裁調査官、訟廷管理官、課長等	中間管理者研修Ⅱ	2本中1本を中止
主任家裁調査官	主任家庭裁判所調査官研修	中止又は延期
イ 研修事務系		
研修の企画、実施を指導する立場にある者	研修指導研究会	中止(全2回)
書記官研修(高裁委嘱)講師予定者	実務指導研究会	中止(全4回)
(3) 主として管理職以外の層(書記官、家裁調査官、係長等)を対象者とするもの		
ア 裁判事務系		
書記官、家裁調査官(担当分野)	実務研究会(家事、少年)	期間短縮して実施
書記官(担当分野)	実務研究会(民事、刑事)、特別研究会(家事)	民事2本中1本と刑事中止 家事は期間短縮して実施
家裁調査官(テーマ又は執務経験)	家庭裁判所調査官特別研修	3本中2本を中止
	家庭裁判所調査官応用研修	(R3. 3に計画)
速記官(テーマ)	速記官中央研修	中止
	総括執行官研究会	中止
執行官(テーマ又は執務経験)	執行官実務研究会	(R3. 2に計画)
	新任執行官研修	期間短縮して実施

研修の対象者	(研修名)	変更の内容
イ 事務局事務系		
係長等(担当分野)	係長等(総務, 人事, 会計担当)研修	中止(全分野)
ウ 研修事務系		
研修事務担当係長等	研修事務担当者研修	中止
(4) 新採用職員を対象者とするもの		
新採用職員(総合職)	総合職採用職員初任研修	期間短縮で企画中
(5) その他		
ア 情報化関係		
情報セキュリティ対策事務を担当する管理職員	情報セキュリティ研修	中止
情報化推進の役割を担当する職員	情報処理研修	中止(全2回)
裁判事務支援システム(簡裁民事・支払督促・高裁刑事・簡裁刑事案件部分)の導入事務を担当する職員	裁判事務支援システム(簡裁民事・支払督促・高裁刑事・簡裁刑事案件部分)導入研修	中止(全6回)
イ 採用試験事務関係		
採用試験事務を担当する管理職員等	採用試験事務担当者研究会	中止

2 高裁委嘱研修

研修の対象者	(研修名)	変更の内容
(1) 管理者層を対象者とするもの		
次席家裁調査官等	次席家庭裁判所調査官等実務研究会	※1
(2) 中間管理者層を対象者とするもの		
新たに主任書記官、主任家裁調査官、課長補佐等に任命された者	新任中間管理者研修	期間短縮して実施
(3) 主として管理職以外の層(書記官、家裁調査官、係長等)を対象者とするもの		
ア 裁判事務系		
書記官(執務経験)	書記官ブラッシュアップ研修	中止
家裁調査官(主任家裁調査官を含む。)(テーマ)	家庭裁判所調査官実務研究会	※1
イ 事務局事務系		
新たに係長に任命された者	新任係長研修	期間短縮して実施
事務官(執務経験、担当分野)	事務官専門研修	※1
(4) 事務官層を対象者とするもの		
事務官(執務経験)	ジャンプアップ研修	※1
	事務官法律研修	※1
(5) 新採用職員層を対象者とするもの		
新採用職員(総合職を除く。)	新採用職員研修	期間短縮して実施

※1 中止の方針を示しているが、既に実施済みの高裁もあり、各高裁の実施状況を確認の上、お諮りする予定

3 自庁研修

研修の対象者	(研修名)	変更の内容
(1) 事務官層を対象者とするもの		
事務官(執務経験)	ステップアップ研修	※2
(2) 新採用職員層を対象者とするもの		
採用後1年程度の職員	フォローアップセミナー	※2
採用直後の職員	フレッシュセミナー	※2
(3) 最高裁、高裁又は地家裁の実情に応じて実施(期間、参加者は実施庁において定める。高裁が自庁及び管内地家裁所属職員を対象として実施することがある。)		
		※2

※2 各庁の実施状況を確認し、変更事項があればお諮りする予定

4 委託研修

研修の対象者	(研修名)	変更の内容
裁判所以外の機関が実施する研修に職員を参加させるもの。参加させる研修、期間、職員については、最高裁において定める。		※3

※3 計画どおりに実施中であるが、変更事項があればお諮りする予定

5 研究

研究の対象者	(研究名)	変更の内容
(1) 書記官、家裁調査官の合同による実務研究		
書記官、家裁調査官	合同実務研究	※4
(2) 書記官による実務研究		
書記官	書記官実務研究	※4
(3) 家裁調査官による実務研究		
家裁調査官	家庭裁判所調査官実務研究 家庭裁判所調査官関係機関特別研究(関係機関について、心身の鑑別について、更生保護について)	期間短縮して実施 関係機関について期間短縮して実施 更生保護について中止

※4 計画どおりに実施中であるが、変更事項があればお諮りする予定

【参考】

1 書記官養成課程第一部第17期及び第二部第16期

第一部第17期の4月6日の入所式を取り止め

4月以降の集合研修を延期し、在宅学修を実施

7月1日から同月22日までの間、研修生を4グループに分け、3日間の分散型集合研修を実施

7月27日から9月30日までの日程で、所属庁等で実務修習を実施

2 書記官養成課程第二部第17期

4月6日の入所式を取り止め

4月から所属庁等で裁判事務修習を実施中

10月16日から集合研修を開始予定

3 家裁調査官養成課程第16期

所属庁で13か月間の実務修習を実施中

4 家裁調査官養成課程第17期

フレッシュセミナー受講後、総合職採用初任研修が延期され、その後の予修期の一部は在宅勤務

5月からの前期合同研修は在宅学修を実施

緊急事態宣言解除後、所属庁に教官を派遣して、計5日間、講義や演習を実施

7月27日から同月31日まで、5日間の集合研修を実施

高等裁判所事務局長事務打合せ開催要領（案）

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 令和2年10月2日（金）
- 3 開催方法 テレビ会議システムを用いて、最高裁判所と各高等裁判所（支部を除く。）を接続する方法により開催する。
- 4 協議事項 当面の司法行政上の諸問題について
- 5 出席者 高等裁判所事務局長 8人
- 6 日程

日 (曜日)	時間
	13:15 ~ 16:15
2日 (金)	事務総長挨拶 協議

事務総局会議資料 第4
(7月28日開催)

(令和2.7.28行一印)

国際知財司法シンポジウム2020の開催方式等の変更について

1 主催 最高裁判所、知的財産高等裁判所、法務省、特許庁、日本弁護士連合会、弁護士知財ネット

2 日程 令和3年1月21日(木) 20時から23時40分(予定)

3 開催方式 ウェブ会議の方法により開催(日本側参加者はウェブ会議に適した都内会議室等から参加)

4 プログラム概要

(1) 前半(裁判所担当パート)

裁判所が主体となり、アメリカ、イギリス及びドイツの裁判官並びに日本の裁判官及び弁護士による、知的財産紛争及び新型コロナウイルス感染症拡大の中での裁判運営を題材としたパネルディスカッション

(2) 後半(特許庁担当パート)

特許庁が主体となり、日本特許庁、米国特許商標庁及び欧州特許庁の審判官等による、知的財産紛争及び新型コロナウイルス感染症拡大の中での審判運営を題材としたパネルディスカッション

5 参加者等

(1) 海外専門家

アメリカ、イギリス及びドイツの裁判官並びに米国特許商標庁及び欧州特許庁の審判官を予定

(2) 傍聴人

インターネットを通じて同時配信予定